こおりやましせいねんこうけんしえん

郡山市成年後見支援センター

（郡山市受託事業）

お困りごと・心配ごとありませんか？

身寄りのない自分が
もし将来認知症に
なったら

親の私たちが
いなくなった後の
障がいのある子どもが心配…

難しい契約や
手続の仕方が不安

「郡山市成年後見支援センター」では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度などの活用について、お手伝いします。

成年後見制度って？

任意後見制度

判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理など代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

法定後見制度

判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の３つの制度が用意されています。

	任意後見	法定後見		
		補助	保佐	後見
対象となる方	将来に備える方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力がほとんどない方
		難しい手続きを手伝ってほしい	重要な契約を代わりに手続きしてほしい	すべての契約を代わりに手続きしてほしい
内容	判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	全ての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
後見人等	自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を以下の候補者から選任 （本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他法人など）		

R4.4.27